

平成 30 年北海道胆振東部地震における入学手数料及び 入学料の不徴収に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県立学校へ入学又は転入学する平成 30 年北海道胆振東部地震の被災者に対する入学手数料及び入学料について、高知県立学校授業料等徴収条例（昭和 23 年高知県条例第 7 号）附則第 5 項に基づく不徴収について必要な事項を定めるものとする。

(不徴収の要件)

第 2 条 県立学校の入学若しくは転入学を志願する者又は入学若しくは転入学を許可された者が、平成 30 年北海道胆振東部地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者であることを要する。

(不徴収申請の手続等)

第 3 条 前条の規定により入学手数料及び入学料を納付することを要しない者は、別に定める入学手数料の不徴収承認申請書及び入学料の不徴収承認申請書により、志願先の県立学校長（以下「受付学校長」という。）を経て高知県教育長（以下「教育長」という。）に申請するものとする。

2 教育長は、前項の申請があった場合において、第 2 条の要件に適合するときは、不徴収の決定を行うとともに、受付学校長を経て当該申請をした者にその旨を通知する。

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、入学手数料及び入学料の不徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 26 日から施行し、平成 30 年 9 月 6 日から適用する。

入学手数料の不徴収承認申請書

平成 年 月 日

高知県教育長 様

平成 30 年北海道胆振東部地震において災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有し被災したため、県立学校の入学手数料の不徴収について承認することを申請します。

1 申請者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 _____

2 学資等生計維持者（同居の場合は記載不要です）

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

申請者との関係 _____

3 被災地

住所 _____

入学料の不徴収承認申請書

平成 年 月 日

高知県教育長 様

平成 30 年北海道胆振東部地震において災害救助法が適用された市町村の区域に住所又は居所を有し被災したため、県立学校の入学料の不徴収について承認することを申請します。

1 申請者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 _____

2 学資等生計維持者（同居の場合は記載不要です）

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

申請者との関係 _____

3 被災地

住所 _____